

山形市学校給食センター整備運営事業

事業契約書(案)

平成19年4月2日

山形市

**山形市学校給食センター整備運営事業
事業契約約款**

目 次

第 1 章	用語の定義	2
第 1 条	(定義)	2
第 2 章	総則	6
第 2 条	(目的及び解釈)	6
第 3 条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	6
第 4 条	(事業日程)	6
第 5 条	(事業の場所)	6
第 6 条	(本事業の概要)	6
第 7 条	(事業者の資金調達)	6
第 8 条	(許認可及び届出等)	7
第 9 条	(会計検査への協力)	7
第 3 章	設計	7
第 10 条	(本件工事に係る設計)	7
第 11 条	(第三者による実施)	8
第 12 条	(基本設計の完了)	8
第 13 条	(実施設計の完了)	8
第 14 条	(設計の変更)	9
第 4 章	本件工事及び解体工事	10
第 15 条	(本件工事及び解体工事の実施)	10
第 16 条	(第三者による実施)	10
第 17 条	(事業者の責任)	11
第 18 条	(施工計画)	11
第 19 条	(工事監理者)	11
第 20 条	(本事業用地等の管理)	11
第 21 条	(事前調査)	12
第 22 条	(本件工事及び解体工事に伴う近隣対策)	12
第 23 条	(本件工事期間及び解体工事期間中の保険)	13
第 24 条	(履行保証保険)	13
第 25 条	(備品の搬入)	13
第 26 条	(工事施工に関する報告)	13
第 27 条	(中間確認及び建設現場立会い等)	14
第 28 条	(事業者によるしゅん工検査等)	14
第 29 条	(しゅん工検査等への立会い)	14
第 30 条	(法令による完成検査等)	14
第 31 条	(市による完成検査)	15
第 32 条	(施設供用の実施体制整備)	16
第 33 条	(H A C C P 対応マニュアルの提出)	16
第 34 条	(業務完了手続)	16
第 35 条	(工事の一時停止)	17
第 36 条	(工期の変更)	17
第 37 条	(工期変更の場合の費用負担)	17
第 38 条	(第三者に対する損害)	18
第 39 条	(本施設への損害)	18

第 40 条	(本施設の引渡し)	19
第 41 条	(施設供用の開始準備)	19
第 42 条	(運営開始の遅延)	19
第 43 条	(瑕疵担保責任)	20
第 5 章	施設供用業務	21
第 44 条	(本施設の施設供用)	21
第 45 条	(費用負担)	21
第 46 条	(第三者による実施)	21
第 47 条	(施設供用の実施計画)	22
第 48 条	(施設供用の実施体制)	22
第 49 条	(情報管理)	24
第 50 条	(本施設の修繕・更新)	24
第 51 条	(非常時又は緊急時の対応等)	24
第 52 条	(施設供用の業務報告)	25
第 53 条	(モニタリングの実施)	25
第 54 条	(損害の発生)	26
第 6 章	サービス購入料の支払	26
第 55 条	(サービス購入料の支払)	26
第 56 条	(サービス購入料の改定)	27
第 57 条	(サービス購入料の減額)	27
第 7 章	契約の終了	27
第 58 条	(契約期間)	27
第 59 条	(市の事由による解除)	27
第 60 条	(事業者の債務不履行等による解除)	27
第 61 条	(市の債務不履行による解除等)	28
第 62 条	(法令の変更及び不可抗力)	28
第 63 条	(特別措置等によるサービス購入料の減額)	29
第 64 条	(施設供用開始前の解除の効力)	29
第 65 条	(施設供用開始後の解除の効力)	30
第 66 条	(損害賠償)	31
第 67 条	(保全義務)	32
第 68 条	(関係書類の引渡し等)	32
第 69 条	(所有権の移転)	32
第 8 章	雑則	32
第 70 条	(公租公課の負担)	32
第 71 条	(運営協議義務)	33
第 72 条	(金融機関等との協議)	33
第 73 条	(財務書類の提出)	33
第 74 条	(秘密保持)	33
第 75 条	(著作権等)	33
第 76 条	(著作権の侵害防止)	33
第 77 条	(産業財産権)	34
第 78 条	(株式等の発行制限)	34
第 79 条	(権利等の譲渡制限)	34
第 80 条	(事業者の兼業禁止)	34
第 81 条	(遅延利息)	34

第 82 条	(要求水準書の変更)	34
第 83 条	(管轄裁判所)	35
第 84 条	(疑義に関する協議)	35
第 85 条	(その他)	35

前 文

山形市（以下「市」という。）は、学校給食について次のとおり認識しているところである。

子どもたちを取り巻く食の環境は、インスタント食品やレトルト食品などの普及に加え、ファーストフードや外食産業の多様化などにより、益々便利になる一方で、栄養のバランスが偏りがちになることが心配されている。また、不規則な生活からくる欠食や偏食、孤食など食生活そのものの問題が顕在化し、食事からくる児童生徒の生活習慣病の増加や低年齢化さえ危惧される状況となっている。

このような中で、小中学校の児童生徒は、特に心身の発達が著しく、この時期にこそ、望ましい食習慣の形成や自己の健康管理ができる能力を育てることが重要である。食生活の基本は家庭が担うべきものであるが、子どもたちにとって年間の半数余りの昼食をまかなう学校給食が果たす役割は非常に大きく、栄養バランスのとれた、安全安心でおいしい給食を提供する学校給食センターへの期待も高くなっている。

山形市学校給食センターは、一日あたり最大 22,000 食を調理する大規模施設である。しかし、第一調理棟は築 39 年、第二調理棟は築 36 年を経過し、老朽化した施設と設備は耐用の限界に差し掛かっていること、衛生管理の面からも、現在のウェットシステムの施設では「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理の基準」などの基準を満たすことが困難となっていることから、これに代わる新たな施設の整備を行うことを目的として、当該施設を整備（設計・建設）し、維持管理・運営していくこととした。

市は、上記施設整備等に係る事業を実施するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の定めるところに従って、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、かかる事業を山形市学校給食センター整備運営事業として「特定事業」に選定し、これを民間事業者に対して一体の事業として発注することとした。

市は、山形市学校給食センター整備運営事業に関し、実施方針を公表し、入札説明書に従い、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札の方式で民間事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行ったグループ（以下「本応募者グループ」という）を落札者として選定した。

本応募者グループは、市との間において平成 19 年___月___日付基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、基本協定の定めるところに従って、本事業遂行のための特別目的会社たる_____（以下「事業者」という。）を設立した。

市及び事業者は、上記基本協定書第6条第1項の定めるところに従い、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第1章 用語の定義

(定義)

第1条 本契約において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、本文中に特に定義されているものを除き、当該各号に定めるものとする。

- (1) 「維持管理業務」とは、本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が充分発揮されるようにするための関連業務をいい、次の業務を含むものとする。
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 外構等保守管理業務
 - エ 調理設備保守管理業務
 - オ 清掃業務
 - カ 警備業務
- (2) 「維持管理期間」とは、供用開始予定日から本事業期間満了日までをいう。
- (3) 「維持管理企業」とは、_____をいう。
- (4) 「運営業務」とは、本施設の全部又は一部において山形市内の小中学校に配膳する給食を提供することの関連業務をいい、次の業務を含むものとする。ただし、市提供業務を除くものとする。
 - ア 調理等業務
 - イ 衛生管理業務
 - ウ 運搬・回送業務
 - エ 洗浄・残滓等処理業務
 - オ 運営備品等の調達業務
- (5) 「運営企業」とは、_____をいう。
- (6) 「運営期間」とは、供用開始日から本事業期間満了日までをいう。
- (7) 「運転・監視」とは、施設運営条件に基づき、建築設備を稼働させ、その状況を監視し、制御することをいう。
- (8) 「開業準備業務」とは、運営業務を開始するための準備を行うこととの関連業務をいい、次の業務を含むものとする。
 - ア 設備等の試稼動
 - イ 施設、調理設備、及び運営備品の取り扱いに対する習熟
 - ウ 従業員等の研修
 - エ 調理リハーサル

オ 配送リハーサル

- (9) 「解体工事」とは、設計図書に従った既存施設の解体・撤去、既存施設用地の整地その他の工事をいう。
- (10) 「解体工事期間」とは、解体工事の着工日から第31条第3項の定めるところに従って解体工事の完成検査がなされて解体工事の終了が市によって確認された日までをいう。
- (11) 「開庁日」とは、山形市の休日を定める条例（平成元年山形市条例第28号）第1条第1項に規定する市の休日を除いた日をいう。
- (12) 「学校給食衛生管理基準」とは、学校給食衛生管理の基準（文部科学省平成9年4月1日制定）をいう。
- (13) 「既存施設」とは、本契約の締結日現在において本事業用地に存在する給食センター施設をいう。
- (14) 「供用開始予定日」とは、本施設について市が供用を開始することを予定する平成21年4月1日をいう。
- (15) 「供用開始日」とは、本施設について市が供用を開始した日をいう。
- (16) 「建設企業」とは、_____をいう。
- (17) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (18) 「更新」とは、劣化した部位・部材や機器等を新しい物に取り替えることをいう。
- (19) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定義された個人情報をいう。
- (20) 「サービス購入料」とは、市が、サービス購入料債権に係る債務の弁済として、事業者に対して支払う金銭をいう。
- (21) 「サービス購入料債権」とは、本事業に係る対価を請求する権利として、本契約に基づき、事業者が市に対して有する一体不可分の債権をいう。
- (22) 「市提供業務」とは、次の業務をいう。
- ア 献立作成等
 - イ 食材（米飯、パン、牛乳を除く。）の調達及び検収
 - ウ 給食費の徴収管理
 - エ 見学の受入れ
 - オ 試食の受入れ
 - カ 配膳業務
- (23) 「事業者提案」とは、本応募者グループ又は事業者が本事業の入札手続において市に提出した提案書類、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
- (24) 「事業スケジュール」とは、第4条の定めるところに従い、別紙1（事業日程）記載の日程に従って行われるべき本事業の業務遂行スケジュールをいう。
- (25) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、初年度は本契約についてPFI法第9条の規定に基づき、議会

の議決が得られた日又は市と事業者が合意により変更した日から最初に到来する 3 月 31 日までの期間をいう。

- (26) 「施設供用業務」とは、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務の総称又はそのいずれかをいう。
- (27) 「施設供用業務仕様書等」とは、第 33 条の定めるところに従って市に提出されて確認が得られた維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書並びに H A C C P 対応マニュアルの総称又はそのいずれかを称していう。
- (28) 「修繕」とは、劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させることをいい、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替等は除くものとし、そのうちの、屋根の防水シートの張替え、電気設備における高圧機器や配線等更新、機械設備における空調機・冷暖房ユニット・配管等更新などの次の修繕を「大規模修繕」という。
- ア 建築：建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕
- イ 電気：機器、配線の全面的な更新を行う修繕
- ウ 機械：機器、配管の全面的な更新を行う修繕
- (29) 「しゅん工図書」とは、第 30 条第 4 項の定めるところに従って市に提出された書類及び図面（その後の変更分を含む。）をいう。
- (30) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）及び交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。
- (31) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。
- (32) 「性能」とは、目的又は要求に応じてものが発揮する能力をいう。
- (33) 「整備期間」とは、本契約成立日の翌日を始期とし、供用開始日の前日を終期とする期間をいう。
- (34) 「設計企業」とは、_____をいう。
- (35) 「設計図書」とは、第 13 条の定めるところに従って市の確認が得られた書類及び図面その他の設計に関する図書（第 14 条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更された設計図書）をいう。
- (36) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」とは、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 1 月 24 日厚生省衛食第 85 号）をいう。
- (37) 「地自法」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）をいう。
- (38) 「点検」とは、既存対象物の機能状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べることをいう。
- (39) 「入札書類」とは、本事業に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、及び入札公告後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (40) 「引渡日」とは、第 40 条の定めるところに従って本施設の所有権が移転される

日をいう。

- (41) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他市及び事業者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じても、損害を防止できないものをいい、本施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。ただし、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物の存在は含まれないものとする。
- (42) 「法令」とは、本事業又は事業者に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (43) 「保守」とは、既存対象物の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替等の軽微な作業をいう。
- (44) 「本件工事」とは、設計図書に従った本施設の建設、外構等の整備、機器・器具及び什器備品の設置その他の整備業務に係る工事をいう。
- (45) 「本件工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡日までをいう。
- (46) 「本事業」とは、山形市学校給食センター整備運営事業をいう。
- (47) 「本事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- (48) 「本事業用地」とは、本事業が実施される土地をいい、その詳細は別紙 2（本事業用地）に記載するとおりとする。
- (49) 「本施設」とは、入札書類において「山形市学校給食センター」として特定されて整備対象とされた施設及びその附帯設備又はこれに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。
- (50) 「埋蔵物」とは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 2 条第 4 号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。
- (51) 「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部で、本事業の業務範囲の実施について、市が事業者に要求する業務水準を示す図書をいう。
- (52) 「劣化」とは、物理的、化学的及び生物的要因により、ものの性能が低下することをいい、地震や火災等の災害によるものを除くものとする。
- (53) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）をいう。

第2章 総則

(目的及び解釈)

第2条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

2 事業者は、法令のほか、本契約、入札書類及び事業者提案に従って本事業を遂行するものとし、本契約、入札書類及び事業者提案の間に齟齬がある場合は、本契約、入札書類、事業者提案の順にその解釈が優先するものとし、本契約、入札書類又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書に示された水準をより厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書に優先するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1(事業日程)に記載される日程に従って実施されるものとする。

(事業の場所)

第5条 本事業を実施する場所は、別紙2(本事業用地)に示すとおりとする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、次の各号に掲げる業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。ただし、本施設の大規模修繕は本事業に含まれないものとする。

- (1) 施設の設計業務
- (2) 施設の建設・工事監理業務
- (3) 開業準備業務
- (4) 施設の維持管理業務
- (5) 運営業務
- (6) 既存施設の解体・工事監理業務
- (7) 前各号所定の業務に付随関連する業務の一切

2 前項第5号の定めにかかわらず、運営業務には、市提供業務は含まれないものとする。

(事業者の資金調達)

第7条 本契約に別段の規定がある場合を除き、本契約上の事業者の義務の履行に関連する一切の費用は、全て事業者が負担するとともに、本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

2 事業者は、本事業に関する資金調達に対して、PFI法第16条(支援等)に規定された国による財政上及び金融上の支援を求めることができる。この場合において、市は、事

業者が同法同条に規定された法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努めるものとする。

(許認可及び届出等)

第8条 事業者は、第4項の場合を除き、本契約上の事業者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。

2 事業者は、本件工事に関して建基法に基づく建築確認申請を行う場合は、事前に、市に対して当該申請の内容を説明するとともに、建築確認を得たときは、直ちに市に対してその旨を報告するものとする。

3 前項に定める場合のほか、事業者は、市が請求したときには、直ちに各種許認可等の書類の写しを市に提出するものとする。

4 市は、事業者が市に対して協力を求めた場合は、事業者が許認可の申請又は届出等に添付する資料の提出その他必要な協力を行うものとする。

5 自業者は、市が本事業に関し許認可を申請し、又は届出を行う必要があり、事業者に対してその協力を求めた場合は、資料の提出その他必要な協力を行うものとする。

(会計検査への協力)

第9条 事業者は、市の求めるところに応じて、本事業に係る会計検査に必要な書類その他 の資料の作成を補助するものとする。

第3章 設計

(本件工事及び解体工事に係る設計)

第10条 事業者は、本契約締結後、事業者提案に従って、速やかに、本件工事及び解体工事に係る設計業務を開始するものとする。

2 事業者は、法令を遵守のうえ、本契約、入札書類及び事業者提案に基づき、本件工事及び解体工事に係る設計を実施するものとする。ただし、第12条の定めるところに従って基本設計に係る設計図書について市の確認が得られない限り、実施設計に係る設計業務に着手できないものとする。

3 事業者は、設計業務の実施にあたり、本件工事及び解体工事に係る建基法第5条の4第2項に規定する設計業務についての工事監理者を選任したうえ、その名称及び組織体制を市に対して通知するものとする。

4 事業者は、基本設計に係る設計業務着手しようとするときは、別紙3(設計業務着手時提出書類)第1項所定の各書類を、実施設計に係る設計業務着手しようとするときは、同別紙第2項所定の各書類を、市に対して提出するものとする。

5 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、本件工事及び解体工事に係る設計の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要があると認めるときは、本件工事及び解体工事に係る設計の内容について市と協議するものとする。

(第三者による実施)

第11条 事業者は、本件工事及び解体工事に係る設計を設計企業に委託し、又は請け負わせるものとする。

2 事業者は、設計企業以外の者に本件工事及び解体工事に係る設計の全部又は大部分を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 事業者は、本件工事及び解体工事に係る設計の一部を設計企業以外の者に委託し、又は請け負わせる場合は、事前に市に届け出るものとする。この場合において、設計企業又は設計企業以外の者が本件工事及び解体工事に係る設計の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせるときも同様とする。

4 設計企業その他本件工事及び解体工事に係る設計に関して事業者又は設計企業が使用する一切の者に対する本件工事及び解体工事に係る設計の委託又は請負は、全て事業者の責任において行うものとし、設計企業その他本件工事及び解体工事に係る設計に関して事業者又は設計企業が使用する一切の者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(基本設計の完了)

第12条 事業者は、事業スケジュールに従い、本件工事及び解体工事に係る別紙4(設計図書)第1項所定の書類又は図面を作成したうえ、市に対して提出し、その確認を得るものとする。

2 市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、基本設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知するものとする。この場合において、市はかかる確認を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

3 市は、第1項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断した場合は、事業者に対して、かかる判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

(実施設計の完了)

第13条 事業者は、事業スケジュールに従い、本件工事及び解体工事に係る別紙4(設計図書)第2項所定の書類又は図面を作成したうえ、市が求める開発許可申請に必要な開発許可関係書類を添えて市に対して提出し、その確認を得るものとする。

2 市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、実施設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知するものとする。この場合において、市はかかる確認を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

3 市は、第1項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、入札書類、基本設計に係る設計図書又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断した場合は、事業者に対して、かかる判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

(設計の変更)

- 第14条 市は、必要があると認める場合は、事業者に対して、本施設の設計変更を請求することができる。事業者は、当該請求を受領した日から15日以内に、当該設計変更の可否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討したうえ、市に対してその結果（当該設計変更による工期の変更の有無及び当該設計変更の事業者提案の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。
- 2 市は、前項の事業者からの通知を受けたときは、当該設計変更が工期の変更を伴わず、かつ事業者提案の範囲を逸脱しないと認める場合は、当該設計変更を決定し、その旨を、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。
- 3 事業者は、必要と認めるときは、設計変更の必要性及びそれが事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、当該検討結果を市に対して通知し、かつ市の事前の承諾を得たうえで、本施設の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が市の責めに帰すべき事由によるときは、設計変更の内容について協議したうえ、市はこれを承諾するものとする。
- 4 前3項の定めるところに従って設計変更が行なわれた場合で、当該設計変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業を遂行するにあたり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が発生したときは、市及び事業者は、その負担について、次の各号に定めるところに従うものとし、第3号及び第4号の場合は、第62条第1項から第3項までの規定は適用しないこととする。ただし、当該設計変更により事業者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議したうえ、サービス購入料の支払額を減額することができる。
- (1) 当該設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合にあつては、市がこれを負担するものとし、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
- (2) 当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合にあつては、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- (3) 当該設計変更が法令変更による場合にあつては、別紙13（法令変更による追加的な費用の負担割合）に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合にあつては、別紙8（不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合）に定めるところに従って、市及び事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 5 第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第3項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は事業者提案の範囲を逸脱する場合には、本契約の他の規定にかかわらず、市は、事業者との間に

において当該設計変更の当否，工期の変更の当否及び供用開始予定日の変更の当否について協議することができる。この場合において，当該協議の結果，当該設計変更等を行なうことが合意されたときは，事業者は，その合意されたところに従って設計変更を行うものとする。

- 6 前項の協議においては，当該変更により市又は事業者において生ずる損害，損失又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。以下この項において同じ。）の負担及び支払の方法並びに当該変更により事業者において生ずる本事業に要する費用の減少に伴うサービス購入料の減額についても合意することができる。ただし，市又は事業者において生ずる損害，損失又は費用の負担については，第4項第1号及び第2号の定めるところに従うものとする。
- 7 前2項にかかわらず，第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第3項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が，工期の変更を伴い，又は事業者提案の範囲を逸脱する場合で，それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるときは，市及び事業者は，第62条に定めるところに従うものとする。

第4章 本件工事及び解体工事

第1節 総則

（本件工事及び解体工事の実施）

第15条 事業者は，第13条第1項から第3項までの定めるところに従って実施設計に係る設計図書につき市の確認を取得し，かつ本件工事及び解体工事に要する各種申請手続その他必要となる手続が完了した後は，速やかに本件工事及び解体工事をそれぞれ事業スケジュールに従って開始するものとする。

2 事業者は，日本国の法令を遵守のうえ，本契約，入札書類，事業者提案及び設計図書に従い，事業スケジュールを遵守して，本件工事及び解体工事をそれぞれ実施するものとする。

（第三者による実施）

第16条 事業者は，本件工事及び解体工事を建設企業に委託し，又は請け負わせるものとする。

2 事業者は，建設企業以外の者に本件工事及び解体工事の全部又は大部分を委託し，又は請け負わせてはならない。ただし，市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 事業者は，本件工事及び解体工事の一部を建設企業以外の者に委託し，又は請け負わせる場合は，事前に市に届け出るものとする。この場合において，建設企業又は建設企業以外の者が本件工事及び解体工事の一部を自己以外の第三者に委託し，又は請け負わせる場合も同様とするが，所定の施工体制台帳の提出による報告をもって当該届出に代えることができる。

4 建設企業その他本件工事及び解体工事に関して事業者又は建設企業が使用する一切の者に対する本件工事及び解体工事の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、建設企業その他本件工事及び解体工事に関して事業者又は建設企業が使用する一切の者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(事業者の責任)

第17条 仮設、施工方法、工事用地の借用その他本件工事及び解体工事を完了するために必要な一切については、事業者が自己の責任において定めるものとする。

2 事業者は、本件工事期間及び解体工事期間の各期間中、本件工事及び解体工事に関して必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとし、市は相当な範囲においてこれに協力するものとする。

(施工計画)

第18条 事業者は、本件工事及び解体工事の各着工前に、別紙5(着工前後の提出図書)第1項に列挙される図書を作成し、市に対して提出するものとし、本件工事及び解体工事の各着工後適宜遅滞なく、同別紙第2項に列挙される図書を作成し、市に対して提出するものとする。これらの図書の提出にあたっては、同別紙に記載されることに従わなければならない。

2 事業者は、前項の定めるところに従って市に対して提出した施工計画に従って本件工事及び解体工事をそれぞれ遂行するものとする。

3 事業者は、本件工事期間及び解体工事期間の各期間中、工事現場に常に工事記録を整備するものとする。

4 市は事業者に対して、建基法第24条の7に規定する施工体制台帳及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

(工事監理者)

第19条 事業者は、本件工事及び解体工事の着工前に、自らの責任において、建基法第5条の4第2項に規定する工事監理者を設置するものとする。この場合において、事業者は、建設企業を工事監理者とすることができない。

2 事業者は、市の求めるところに従って、事前又は事後を問わず、工事監理者をして工事監理の状況について随時報告させるものとする。

3 事業者は、本件工事期間及び解体工事期間の各期間中の各月における本件工事及び解体工事の工事監理の状況について、工事監理者の作成した工事監理報告書をそれぞれ作成し、作成対象月の翌月[]日までに市に対して提出するものとする。

(本事業用地等の管理)

第20条 市は、事業者に対し、本件工事期間及び解体工事期間の各期間中においては、本事業の遂行のために必要な範囲内で、本事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行い、掘削その他の必要な行為を行うなど、本事業用地を利用することを許諾する。

2 事業者は、前項の定めるところに従って本事業用地の使用を開始した日から解体工事の完了日までは、善良なる管理者の注意義務をもって、事業者が使用する限度で本事業

用地の管理を行う。

(事前調査)

第21条 事業者は、自己の責任と費用負担において、市の事前の承諾を得たうえ、本施設及び本事業用地につき、本件工事及び解体工事に係る設計及び本件工事及び解体工事に必要な調査(地質調査、本施設の調査及び建築準備調査等を含む。)を行うものとする。

2 事業者は、前項の定めるところに従って行った調査の結果に基づき、本件工事及び解体工事に係る設計並びに本件工事及び解体工事を実施するものとする。

3 第1項の定めるところに従って事業者が行うべき調査の誤り(事業者の故意又は過失により調査を行わなかったことを含む。)に起因して市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり事業者において当該調査の誤りにより生ずる追加的な費用を含む。)は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

4 第1項の定めるところに従って、事業者が本件工事及び解体工事に係る設計並びに本件工事及び解体工事に必要な調査を行った結果、事業者において本件工事及び解体工事に係る設計又は本件工事及び解体工事に要する費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が参考図書及び本施設の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において市がこれを負担するものとし、市と事業者との間の協議により決定される方法に従って、事業者に対して支払うものとする。この場合において、市及び事業者は、かかる協議に際して、設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更についても協議することができるものとする。

(本件工事及び解体工事に伴う近隣対策)

第22条 市は、本契約の締結日から本件工事の着工日までの間に、近隣住民に対し本事業に係る事業計画の説明(以下「近隣説明」という。)を行い、近隣住民の了解を得よう努めるものとする。

2 事業者は、本件工事及び解体工事の実施により生じうる生活環境影響を勘案したうえ、合理的に要求される範囲において近隣対策(本件工事及び解体工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事及び解体工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含む。以下「近隣対策」という。)を実施するものとする。

3 事業者は市に対して、前項に定める近隣対策の実施について、事前に実施の内容を報告するとともに、事後にその結果を報告するものとする。

4 近隣対策により事業者が生じた損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり事業者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。)については、事業者がこれを負担するものとする。ただし、入札書類において市が設定した条件又は市が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用(本事業を遂行するにあたり事業者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。)については、市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事

業者との間において協議により決定するものとする。

5 事業者は、近隣対策の不調を理由として事業計画を変更することはできない。ただし、市の事前の承諾がある場合はこの限りでない。また、市は、事業者が更なる近隣対策の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。

6 市は、必要があると認める場合には、事業者が行う近隣対策に協力することができる。
(本件工事期間及び解体工事期間中の保険)

第23条 事業者は、自己又は建設企業をして、本件工事期間及び解体工事期間の各期間中、別紙7(事業者等が付保する保険)第1項に記載されるところに従って、それぞれ保険に加入し、又は加入させるものとする。

(履行保証保険)

第24条 事業者は、本契約の締結と同時に、本件工事及び解体工事に関し、事業者又は市を被保険者として、本契約上の債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約を自ら締結し、又は建設企業をして締結させるものとする。かかる契約締結にあたり、事業者は、自ら又は建設企業をして保険会社と締結する契約最終案を市に提出し、その確認を得るものとする。

2 事業者は、前項の定めるところに従って履行保証保険契約を締結する場合において、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結するときは、自らの負担により、市のために、保険金請求権に、本契約に基づく違約金支払債務及び損害賠償債務を被担保債務とする質権を設定するものとする。

3 事業者は、第1項の定めるところに従って履行保証保険契約が締結された場合は、速やかに当該契約に基づく保険証券の原本を市に提出する。ただし、前項に基づいて、事業者が自らを被保険者とする履行保証保険契約を建設企業に締結させた場合は、事業者は、前項に基づく質権を設定した後、速やかに係る保険証券の写しを市に提出するものとする。

(備品の搬入)

第25条 事業者は、市が別途発注する備品の搬入作業が事業者の業務遂行に密接に関連する場合は、自己の費用負担において、随時、管理スケジュールの調整を行い、備品の搬入作業に協力するものとする。

2 市は、前項による備品の搬入作業が行われた場合で、当該搬入作業を市から受注した者の故意又は過失に起因して、事業者がその遂行する本事業に関して損害を被ったときは、合理的な範囲において当該損害を負担するものとし、その負担方法については、市と事業者との間における協議によりこれを定めるものとする。

第2節 検査・確認

(工事施工に関する報告)

第26条 事業者は、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行わなければならない。

2 市は、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

(中間確認及び建設現場立会い等)

第27条 市は、本件工事期間及び解体工事期間の各期間中は、随時、事業者事前に通知したうえで、本施設が設計図書に従って整備されていることを確認するため、事業者に対して本件工事及び解体工事について中間確認を求められることができるとともに、工事現場において本件工事及び解体工事の状況を、事業者の立会いのうえ、確認することができるものとする。

2 事業者は、前項に定めるところの中間確認並びに本件工事及び解体工事の状況確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うとともに、建設企業をして、市に対して必要かつ合理的な範囲において説明及び報告をさせるなど最大限の協力を行わせるものとする。

3 市は、前二項に定めるところの確認の結果、本施設が本契約、入札書類、設計図書又は事業者提案に従って整備されていないと判断した場合は、事業者に対してその改善を勧告することができるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

4 事業者は、本件工事期間及び解体工事期間の各期間中に事業者が行う検査又は試験のうち主要なものを実施する場合、事前に市に対して通知するものとし、市は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。

5 市は、前4項に定めるところの確認、改善の勧告又は立会いの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(事業者によるしゅん工検査等)

第28条 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本施設のしゅん工検査等(しゅん工検査及び機器、器具、什器備品等の試運転その他の検査を含む。以下同じ。)を施設供用の開始に先立って行うものとする。この場合において、事業者は、しゅん工検査等の7日前に市に通知しなければならない。

2 事業者は、次条に定めるところの市の立会いの有無にかかわらず、市に対して、前1項のしゅん工検査等の結果を、製造メーカー検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付したうえで、報告するものとする。

(しゅん工検査等への立会い)

第29条 市は事業者に対し、前条に定めるところのしゅん工検査等への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。

2 前項の定めにかかわらず、市は、当該立会いの実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(法令による完成検査等)

第30条 事業者は、第28条に定めるところに従ってしゅん工検査等報告後速やかに、自己の責任及び費用負担において、本件工事に係る全ての法令に基づく完成検査を施設供用の実施開始に先立って受検するものとする。この場合において、事業者は、完成検査受検の7日前に市に通知しなければならない。

2 市は事業者に対し、前項に定めるところの完成検査の受検への立会いを求めることが

できるものとし、事業者は、これに従うものとする。この場合において、市は、当該立会いの実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

- 3 事業者は、前項に定める市の立会いの有無にかかわらず、市に対して、第 1 項の完成検査の受検結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付したうえ、報告するものとする。
- 4 事業者は、別紙 6（しゅん工時の提出図書）に定める図書を作成し、前項の報告とともに、市に対して提出するものとする。

（市による完成検査）

第 3 1 条 市は、本件工事に関し、第 3 0 条に定める完成検査等の終了後、本施設の完成検査を実施するものとする。この場合、事業者は、工事現場において、建設企業及び工事監理者を立ち合わせるとともに、工事記録を準備しなければならない。

2 市は、前項の検査に際しては、しゅん工検査等及び完成検査等において、次の各号に掲げる要件及び書類が調っているか否かの観点で行うものとする。

- (1) 関係する全ての諸官庁届出書、検査済証、合格証等が調っているかどうか。
- (2) 関係する全ての機材等の保証書、試験成績書等が調っているかどうか。
- (3) 契約図書（契約に定められた品質、数量とも合致すると認めるための図書等を含む）が調っているかどうか。
- (4) 施工要領書が調っているかどうか。
- (5) 変更があった場合はその指示、又は打合せ記録等が調っているかどうか。
- (6) 事業者又はその代理人の立会いがあったかどうか。
- (7) 確認を行うための道具や器具が適切なものであったかどうか。（必要な場合）
- (8) 説明等を行ったものが専門的な技術や知識を備えた者であったかどうか。（説明が必要な場合）
- (9) 検査員が事前に指定した条件等を満たしていたものであるかどうか。（必要な場合）
- (10) 工事記録写真が調っているかどうか。（プリント版）
- (11) 完成写真が調っているかどうか。（検査用）

3 事業者は、事業者による機器、器具、什器備品等の試運転とは別に、機器、器具、什器備品等の取扱いに関し、市に対して説明するものとする。

4 市は、本件工事に関し、前項の検査の結果本施設に、入札書類、事業者提案及び設計図書に従って整備されていないと認める箇所がある場合は、事業者に対して改善を勧告することができるものとする。この場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を改善するものとし、改善措置が完了した後は、直ちに市の確認を受けるものとする。

5 市は、解体工事に関し、全ての工程の終了後、第 1 項の定めるところに準じて解体工事の完成検査をそれぞれ実施するものとする。市は、解体工事の検査の結果入札書類、事業者提案及び設計図書に従って行われていないと認める箇所がある場合、事業者に対

して改善を勧告することができるものとする。この場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を改善するものとし、改善措置が完了した後は、直ちに市の確認を受けるものとする。

(施設供用の実施体制整備)

第32条 事業者は、本施設に係る施設供用の開始に先立って、本施設に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づく施設供用の実施体制に必要な人員を確保するものとする。

2 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従って本施設の施設供用の実施体制を整備した時点において、市に対して通知を行うものとする。

(H A C C P対応マニュアルの提出)

第33条 事業者は、本施設の施設供用の開始に先立ち、本施設に対応したH A C C P対応マニュアルを作成したうえ、引渡日の 日前までに、市に対して提出し、市の確認を得るものとする。

(業務完了手続)

第34条 事業者は、次の各号に定める事由が全て満たされたときは、市に対し、本件工事に係る業務完了届を提出するものとする。

- (1) 第31条第1項及び第2項に定める本施設の完成検査が完了したこと。
- (2) 第32条第2項に定める本施設の施設供用体制の整備が完了したことが通知されたこと。
- (3) 前条に定める本施設の施設供用業務仕様書等の確認が完了したこと。
- (4) 第40条に定める本施設の引渡し及び所有権移転手続が完了したこと。
- (5) 第54条第2項に定める本施設に付保されるべき別紙7(事業者等が付保する保険)第2項に掲げる内容を有する保険の保険証書の写しが市に対して提出されたこと。

2 市は、当該業務完了届を受領後[7]日以内に、前項各号に掲げる事由が全て満たされているかを確認するものとし、当該事由が全て満たされていることが確認できたときは、事業者による本件工事に係る業務の履行の完了を証する業務完了証を作成したうえ、事業者に対して交付するものとする。

3 事業者は、第31条第5項に定める解体工事のしゅん工検査が完了した場合、市に対し、解体工事に係る業務完了届を提出するものとする。

4 市は、当該業務完了届を受領後[7]日以内に、第31条第5項の定めるところに従って解体工事のしゅん工検査が完了していることが確認できたときは、事業者による解体工事に係る業務の履行の完了を証する業務完了証を作成したうえ、事業者に対して交付するものとする。

5 市は、前4項に定める各業務完了証をそれぞれ交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第3節 工期の変更

(工事の一時停止)

第35条 市は、必要があると認めるときは、その理由を事業者に通知したうえで、本件工事及び解体工事の全部又は一部の施工を停止させることができる。この場合において、市は必要に応じて、工期を変更し、又は、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日に変更される場合でも第58条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。

2 市及び事業者は、前項に定めるところにより工事が停止された場合は、当該工事の停止により事業者に直接生ずる損害、損失又は費用(事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。)の負担については、本契約の他の規定にかかわらず、次の各号に定めるところに従うものとする。

- (1) 当該工事の停止が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、サービス購入料を増額することにより事業者に対して支払うものとする。
- (2) 当該工事の停止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
- (3) 当該工事の停止が法令変更による場合は、別紙13(法令変更による追加的な費用の負担割合)に定めるところの負担割合に従い、市又は事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- (4) 当該工事の停止が不可抗力による場合は、別紙8(不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合)に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

3 前項第3号及び第4号の協議が行われたときは、第62条第1項の規定は適用しないものとする。

(工期の変更)

第36条 市は、必要があると認める場合は、事業者に対して工期の変更を請求することができる。

2 事業者は、その責めに帰すことができない事由により工期の変更が必要となった場合は、市に対して工期の変更を請求することができる。

3 市及び事業者は、前2項に定めるところに従って、工期の変更が請求された場合、その協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、市と事業者の間における協議の開始から7日以内にその協議が調わないときは、市が合理的な工期を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。

4 前項により工期が変更される場合は、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日に変更される場合でも第58条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。

(工期変更の場合の費用負担)

第37条 市及び事業者は、前2条の定めるところにより工期が変更された場合において、当該工期の変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業の遂行にあたり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、その負担について、次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、サービス購入料を増額することにより事業者に対して支払うものとする。
- (2) 当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
- (3) 当該工期の変更が法令変更による場合は、別紙13（法令変更による追加的な費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市及び事業者の間の協議により定めるものとする。
- (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙8（不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市及び事業者の間の協議により定めるものとする。

2 前項第3号及び第4号の協議が行われたときは、第62条第1項の規定は適用しないものとする。

第4節 損害の発生

（第三者に対する損害）

第38条 本件工事又は解体工事の施工により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、事業者がこれらを負担するものとし、当該第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損害等が事業者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合（本件工事又は解体工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により当該損害等が生じた場合を含む。）で、第23条に基づき付保された保険等により填補されないときは、市がこれらを負担するものとし、当該第三者に対して賠償するものとする。

（本施設への損害）

第39条 事業者は、本施設全てに係る施設供用の開始前に、不可抗力により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害又は追加的な費用が生じた場合、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

2 市は、前項の規定による通知を受けた場合は、直ちに調査を行い、損害又は追加的な費用の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 第1項に規定する損害又は追加的な費用については、別紙8（不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、市及び事業者の間の協議により定めるものとする。

- 4 市及び事業者は、第 1 項の損害又は追加的な費用が生じた場合の取扱いとして、前 3 項に定める事項以外については、第 6 2 条の定めるところに従うものとする。

第 5 節 引渡し

(本施設の引渡し)

第 4 0 条 事業者は、第 3 1 条に定める本施設の市による完成検査を受け、かつ本施設について第 3 2 条第 2 項に定める市に対する実施体制の通知をした後、供用開始予定日の前日までに、本施設を市に引き渡し、所有権を市に移転するものとする。この場合、事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。

- 2 本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件工事の委託若しくは請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。

第 6 節 開業準備

(施設供用の開業準備)

第 4 1 条 事業者は、引渡日以降供用開始予定日の前日までの期間において、本施設を学校給食センターとして運営を開始できるよう、本施設に係る施設供用の実施開始に先立ち、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に従い、自己の責任及び費用負担において、開業準備を行うものとする。

- 2 事業者は、開業準備業務のうち、調理リハーサル又は配送リハーサルを行う場合には、その日程と内容を [7] 日前に市に対して通知し、当該リハーサルへの立ち会いを求めるものとする。この場合において、市が合理的な理由を示して、通知されたりハーサルの日程又は内容の変更を申し入れた場合には、事業者は、市と協議のうえ、当該変更を検討するものとする。

3 事業者は、引渡日から施設供用が開始される日までの期間において、本施設における運営業務の実施に関し、食品衛生法（昭和 22 年法律 233 号）第 52 条所定の営業許可を取得のうえ、供用開始予定日までに市に提出するほか、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、本施設の運営開始のための必要な準備を行うものとする。

(運営開始の遅延)

第 4 2 条 市は、市の責めに帰すべき事由により本施設に係る運営開始が供用開始予定日より遅延した場合は、当該遅延に伴い事業者において生ずる損害及び費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するものとし、市は、当該損害等について、市及び事業者の間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。

- 2 事業者は、市の責めに帰すべからざる事由により本施設に係る運営開始が供用開始予定日より遅延した場合は、供用開始予定日の翌日から供用開始日（同日を含む。）までの期間について、その施設整備に係る対価に相当する額につき年 3.4%の割合による金額

に相当する遅延損害金を遅延日数に応じて日割り計算により、直ちに市に対して支払うものとする。ただし、当該遅延損害金を超える損害又は費用（本事業を遂行するにあたり事業者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、事業者はそれらを負担するものとし、市が立替払いしたときは、これを直ちに市に対して支払うものとする。本契約に従い市が事業者に対して本件工事に係る設計又は本件工事につき第 13 条による修正又は第 27 条若しくは第 31 条による改善を勧告したことにより市に対する本施設に係る運営開始が遅延した場合も、本項が適用されるものとする。

- 3 前 2 項にかかわらず、本施設の運営開始の遅延が不可抗力によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち別紙 8（不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額並びに、本施設の運営開始の遅延が法令変更によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害及び費用に相当する額のうち別紙 13（法令変更による追加的な費用の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額については、事業者がこれを負担するものとする。
- 4 前項の遅延損害金は、本契約の定めるところに従って供用開始予定日が変更された場合には、市及び事業者が合意のうえ変更した供用開始予定日より遅れたときに、発生するものとする。

第 7 節 瑕疵担保責任

（瑕疵担保責任）

- 第 43 条 市は、本施設に瑕疵がある場合、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補（備品については取り替えも含む。以下同じ。）を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が軽微であり、かつその修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、供用開始日から 10 年以内にこれを行うものとする。
 - 3 市は、前二項にかかわらず、市による完成検査の際に、瑕疵があることを知ったときは、直ちにその旨を事業者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
 - 4 市は、本施設の全部又は一部が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつその滅失又は毀損を市が知った日から 1 年以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
 - 5 事業者は、別紙 9（保証書の様式）に定める様式により、建設企業に、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させるとともに、当該保証書を市に対して提出するものとする。

第5章 施設供用業務

第1節 総則

(本施設の施設供用)

第44条 事業者は、本施設に関し、維持管理期間中は維持管理業務を遂行するとともに、運営期間中は運営業務を遂行するものとする。

2 事業者は、本施設に関し、日本国の法令を遵守のうえ、学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル、建築保全業務共通仕様書、本契約、入札書類及び事業者提案並びに第33条に定めるHACCP対応マニュアル及び第47条に定める最新の年間施設供用業務計画書に従って、当該本施設に係る施設供用業務を実施するものとする。

3 事業者は、本施設における運営業務の実施に関し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条所定の営業許可を適時に更新して維持するものとする。

4 市は、次の各号の定めに従い、事業者による運営業務の実施に協力するものとする。

(1) 市は、運営期間中に提供する給食数について、各事業年度の5月1日時点における対象者数（事業者が給食を提供すべき児童数と教職員数を合算した数）が1日あたり16,000食以上となることを保証する。

(2) 市は、1日あたり22,000食を超える給食の提供を要求しないものとする。

(3) 市は、事業者に対し提供日の属する月の前月8日（学校の実施計画提出期限）の2稼働日後までに実施計画に基づいた給食数（以下「計画給食数」という。）を通知する。かかる計画給食数の通知後、提供日の2週間前（学校からの全校休み・学年休みの変更締切）の1稼働日後に予定する給食数（以下「予定給食数」という。）を通知する。かかる予定給食数の通知後、市は、事業者に対し提供日の1稼働日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は、市の休日を除く1日前）の午前10時までに、実施する給食数（以下「実施給食数」という。）を通知する。

(4) 予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）が200食を超える場合、事業者は超える部分について、市の通知に従わないことができる。この場合において、変更給食数が-200食を下回る場合、予定給食数から200食を減じた食数により、変動料金が算定されるものとする。

(費用負担)

第45条 維持管理業務に伴う資機材及び消耗部品等は、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。

2 施設供用業務の遂行にあたって必要となる光熱水費は、全て事業者の負担とする。

(第三者による実施)

第46条 事業者は、施設供用業務のうち、維持管理業務を維持管理企業に委託し又は請け負わせるものとし、維持管理企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 事業者は、施設供用業務のうち、運営業務を運営企業に委託し又は請け負わせるもの

とし、運営企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 3 事業者は、施設供用業務の一部を維持管理企業又は運営企業以外の第三者に委託し又は請け負わせる場合は、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。当該第三者又は維持管理企業若しくは運営企業がさらに第三者に施設供用業務の一部を再委託し、又は下請けさせる場合も同様とする。
- 4 維持管理企業若しくは運営企業その他施設供用業務に関して事業者又は維持管理企業若しくは運営企業が使用する一切の第三者（以下「施設供用業務従事者」という。）に対する施設供用業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、施設供用業務従事者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（施設供用の実施計画）

第47条 事業者は、維持管理期間中、第3項にいう長期施設供用計画書に基づき、各事業年度における本施設の年間維持管理計画書を作成するとともに、運営期間中、各事業年度における本施設の年間運営計画書（各年間維持管理計画書と各年間運営計画書を総称して「年間施設供用計画書」という。）を作成のうえ、当該事業年度が開始する〔30〕日前までに、市に提出し、その承諾を得るものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本施設に係る第1回目の年間施設供用計画書は、当該本施設の施設供用が開始された日が属する事業年度を対象年度とし、引渡日の〔60〕日前までに、市に提出し、その承諾を得るものとする。

3 事業者は、前項の定めるところに従って本施設に係る第1回目の年間施設供用計画書を提出する際は、維持管理期間の全期間を通じた維持管理業務の実施計画に係る長期維持管理計画書を、また、運営期間の全期間を通じた運営業務の実施計画に係る長期運営計画書（長期維持管理計画書と長期運営計画書を総称して「長期施設供用計画書」という。）を作成のうえ、市に提出し、その承諾を得るものとする。

4 事業者は、年間施設供用計画書及び長期施設供用計画書を作成する際には、市と協議のうえ、市の意向を最大限尊重するものとする。市は、事業者の要請がある場合には、必要な資料の提供、意見交換その他の合理的な協力を尽くすものとする。

（施設供用の実施体制）

第48条 事業者は、維持管理業務に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、維持管理業務全般を総合的に把握し、市及び関係機関等との調整を行う総括責任者、維持管理の各業務の管理等を行う業務責任者及びその他の維持管理業務に常勤で従事する者（本条において、「維持管理業務従事職員」という。）を選任して維持管理業務実施体制を整えるとともに、維持管理業務従事職員の氏名、有する資格等を記載した維持管理業務従事職員名簿を作成したうえで、各維持管理業務従事職員の履歴書及び資格を証する書面（名簿に有資格者と記載された場合に限る。）を添えて、供用開始予定日の2ヶ月前までに市に提出するものとする。

2 事業者は、運營業務に関し、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、次の各号所定の運營業務に常勤で従事する者（この条において、「運營業務従事職員」といい、維持管理業務従事職員と運營業務従事職員と総称して「従事職員」という。）を同号の定めるところに従って選任して運營業務実施体制を整えるとともに、運營業務従事職員の氏名、有する資格等を記載した運營業務従事職員名簿を作成し、各運營業務従事職員の履歴書及び資格を証する書面（第1号の総括責任者を除く。）を添えて、供用開始予定日の2ヶ月前までに市に提出するものとする。

(1) 総括責任者

業務全般を掌握し、調理責任者その他の職員を指揮監督する総括責任者を、運營業務全般に関する相当の知識と経験を有する者のうちから1名選任する。

(2) 調理責任者

総括責任者の指揮監督の下、調理業務等に関する事務を処理する調理責任者を、3年以上の大量調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設をいう。以下同じ。）での実務経験を有し、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する者のうちから、本施設の1棟あたり1名以上を選任する。この場合において、総括責任者は、調理責任者を兼務することができる。

(3) 調理副責任者

調理責任者に事故があるとき又は欠けたときに、その職務を行う調理副責任者を、2年以上の大量調理施設での実務経験を有し、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する者のうちから、本施設の1棟あたり1名以上を選任する。

(4) アレルギー対応食調理責任者

アレルギー対応食調理責任者を、2年以上の大量調理施設での実務経験を有し、管理栄養士又は栄養士のいずれかの資格を有する者のうちから、本施設の1棟あたり1名以上を選任する。この場合において、アレルギー対応食調理責任者は、調理副責任者と兼務することができる。

(5) 食品衛生責任者

山形県食品衛生法施行条例の定めるところに従って設置が必要とされる食品衛生責任者を本施設の1棟あたり1名以上を選任する。この場合において、食品衛生責任者は、総括責任者以外の維持管理業務従事職員と兼務することができるとともに、学校給食衛生管理基準における衛生管理責任者と大量調理施設衛生管理マニュアルにおける衛生管理者を兼務するものとする。

3 事業者は、従事職員に異動があった場合は、当該異動後1週間以内に市に届出なければならない。この場合における届出は、最新の名簿と新従事職員に係る履歴書及び資格を証する書面（当該新従事職員が名簿に有資格者と記載された場合に限る。）を添えて、異動のある従事職員を書面で通知することにより行うものとする。

4 市は、事業者の従事職員がその業務を行うことが不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができるものとし、事業者はこれに従うものとする。

(情報管理)

第49条 事業者は、本事業期間中及び本契約の終了後において、運営業務の実施に関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報保護法及び山形市個人情報保護条例(平成12年山形市条例第34号)その他の法令に従うものとする。

2 前項のほか、事業者は、運営業務遂行に伴う情報機器の使用にあたっては、市が定める情報セキュリティ関連規定を遵守するものとする。

(本施設の修繕・更新)

第50条 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案並びに最新の長期施設供用計画書及び年間施設供用計画書に基づき、本施設の修繕・更新(大規模修繕を除く。)を行うものとする。

2 事業者は、次条第2項所定の報告のほか、年間施設供用計画書に記載のない修繕・更新(大規模修繕を除く。)を実施する必要がある場合は、市に対してその内容その他市が求める事項を通知し、自己の費用で適時にかつ適切な方法で当該修繕・更新を行うものとする。ただし、修繕・更新の実施に費用の支出が見込まれる場合は、その旨を速やかに市に通知するとともに、当該通知後10日以内に、当該修繕・更新の具体的な実施計画に関し、個別の計画書を作成のうえ、当該修繕・更新に関する業者見積りを添えて、市に提出し、費用負担及び対応について市と協議のうえ、その協議に従って、当該修繕を実施する。

3 前2項の定めにかかわらず、当該修繕・更新が市の責めに帰すべき事由に基づくものであるときは、市が当該修繕・更新に要する費用を負担する。

(非常時又は緊急時の対応等)

第51条 事業者は、非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合は、維持管理業務仕様書に基づき、発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に報告するものとする。

2 事業者は、事業者が本施設の不具合及び故障等を発見した場合又は市の職員等により本施設の不具合及び故障等に関する通報や苦情を受けた場合は、直ちに市と協議の上で発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合において、緊急に対処する必要があると判断した場合は、事業者は、速やかに適切な応急処置を行ったうえで、市に報告するものとする。

3 前項後段の応急措置が、軽微なものであるときは、維持管理業務報告書の提出をもって前項後段の報告に代えることができるものとする。

4 第1項及び第2項の定めるところに従って実施された業務により発生した増加費用及び事業者が被った損害は、本契約に別段の定めがない限り、事業者が負担するものとする。

5 給食配送先学校において食中毒等が発生した場合、事業者は、自己の費用により、保健所等の所轄官庁が行う原因究明調査に協力するものとする。

6 前項の場合は、事業者も自らの費用により、原因究明の調査を行い、その結果に関して市の承諾を得るものとする。

- 7 事業者は、給食の摂取が原因で第三者に損害を与えた場合、これを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、市の請求により当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し市の承諾を得た場合には、市に対して当該損害金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払う義務を負わないものとする。
- 8 事業者の調理した給食の摂取が原因で第三者に損害が生じた場合における、本件施設の運営ができない期間の委託料の支払い及び損害賠償（前項により市が事業者に対して求償できるものを除く。）は、次のとおりとする。
- (1) 市の責めに帰すべき事由による場合、市は当該委託料から、本件施設の運営ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、事業者の市に対する損害賠償を妨げない。
 - (2) 市及び事業者の責めに帰すことのできない事由による場合又は、事業者が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお、責任の所在が明らかにならない場合で、原因解明につき第 6 項の市の承諾を得た場合、市は当該委託料から、本件施設の運営ができない期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、市又は事業者による損害賠償はないものとする。
 - (3) 前 2 号以外の場合において、市は本件施設の運営ができなかった期間の委託料の固定料金のうち本件施設の維持管理業務に係る部分のみを支払うものとし、かつ、市の事業者に対する損害賠償を妨げない。
- 9 前項の場合で、市が委託料の請求書を受領するときまでに、市又は事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき、又は原因不明の結果に関して市の承諾が得られないときは、市は、事業者に対し、事業者の請求に基づき委託料について、本件施設の運営ができない期間の委託料の固定料金のうち維持管理業務に係る部分のみを支払う。かかる支払いがあった後、当該食中毒等が前項第 1 号又は 2 号の事由によるものであることが判明した場合には、市は委託料のうち当該食中毒により本件施設の運営ができなかった期間の運営業務に係る未払い部分を、事業者の請求により支払うものとする。

第 2 節 モニタリング

（施設供用の業務報告）

第 5 2 条 事業者は、要求水準書その他の適用のある入札書類及び事業者提案に基づき、維持管理期間中は、別紙 10（業務報告書の構成及び内容）第 1 項及び第 2 項に定める維持管理業務報告書及び運営業務報告書（維持管理業務報告書及び運営業務報告書を総称して「業務報告書」という）をそれぞれ作成し、市に提出するものとする。

（モニタリングの実施）

第 5 3 条 市は、自らの責任及び費用負担において、施設供用業務に関し、本施設が利用

可能であること並びに要求水準書に示された業務の水準及び内容（ただし，事業者提案においてより厳しい水準，又はより優れた内容により提案がなされているものについては，提案された水準とする。以下「業務水準」という。）に従ったサービスが提供されていることを確認するため，要求水準書に記載される項目に従い，次の方法によりモニタリングを実施するものとする。

(1) 業務報告書の確認

前条の業務報告書を確認する。

(2) 立入検査

必要に応じて随時，本施設に対する立入検査を行う。

(3) その他の方法

前各号に掲げるもののほか，必要と認めるときは，随時，施設巡回，業務監視，事業者に対する説明要求及び立会い等の任意の方法によりモニタリングを実施するものとする。

2 市は，前項の確認の結果，本施設の施設供用状況が業務水準を満足していないと判断した場合は，事業者に対してその改善を勧告することができるものとする。この場合において，事業者は，別紙 12（サービス購入料の減額の基準と方法）の規定に従い当該改善勧告を受けた日から 10 日以内に，それに対応する業務改善計画書を作成し，市に対して提出したうえ，改善措置をとるとともに，第 5 2 条の定めるところに従い作成及び提出される業務報告書において，その対応状況を市に対して報告する。

3 市は，モニタリングの実施を理由として，本事業の実施の全部又は一部について，何ら責任を負担するものではない。

（損害の発生）

第 5 4 条 事業者は，本施設の施設供用に際して，事業者の責めに帰すべき事由により，市又は第三者に損害を与えた場合は，市又は第三者が被った損害を負担するものとし，市又は第三者の請求後にこれを賠償するものとする。

2 事業者は，前項に定める損害賠償に係る債務を担保するため，維持管理期間につき，自己又は施設供用業務従事者をして，別紙 7（事業者等が付保する保険）第 2 号に規定する保険に加入し，又は加入させるものとする。

3 事業者は，前項の定めるところに従って保険に加入し，又は加入させた場合，当該保険に係る保険証券又はその他の書面で保険の内容を示すものを，その加入後速やかに，市に提出し，その確認を受けなければならない。

第 6 章 サービス購入料の支払

（サービス購入料の支払）

第 5 5 条 市は，本施設の施設整備に係る対価及び施設供用に係る対価として，事業者に対して，別紙 11（サービス購入料の金額と支払スケジュール）第 1 項及び第 2 項に定める算定方法及びスケジュールに従い，サービス購入料を支払うものとする。この場合に

において、サービス購入料の計算に際しては、本施設の施設整備に係る対価及び施設供用に係る対価に分割して行うものとする。

(サービス購入料の改定)

第56条 サービス購入料は、別紙 11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)第3項に定めるところに従い改定するものとする。

(サービス購入料の減額)

第57条 市は、第53条に規定するモニタリングの結果、本施設の施設供用につき業務水準を満たしていない事項が存在することが市に判明した場合は、事業者に対して、別紙 12(サービス購入料の減額の基準と方法)に定めるところに従い、当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができ、サービス購入料のうち施設供用に係る対価の減額、返還若しくは支払留保又は維持管理企業の変更を求めることができる。事業者は、これらに従うものとする。

第7章 契約の終了

(契約期間)

第58条 本契約の契約期間は、本契約成立日から平成 36 年 3 月末日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事由の如何を問わず本契約の終了にあたっては、市に対して、市が継続使用できるよう本施設の施設供用に関して必要な事項を説明し、かつ事業者が用いた施設供用に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行うものとする。

3 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事由の如何を問わず本契約の終了にあたっては、事業者は、本施設の原状に復するものとする。ただし、運營業務の遂行に付随関連して本施設に自ら設置し又は第三者をして設置させた設備・機器、備品等(ただし、配送車は除かれるものとし、事業者は、本契約終了後速やかに配送車の一切を撤去するものとする。)の所有権を放棄して、これを本施設に留置するものとする。

(市の事由による解除)

第59条 市は、本事業の実施の必要がなくなり、又は本施設の転用が必要となったと認める場合には、本契約の全部(一部は不可。ただし、市による完成検査が完了している部分は除く。以下同じ。)を解除することができる。この場合において、市は事業者に対し契約解除日の180日前までに事業者へ通知しなければならない。

(事業者の債務不履行等による解除)

第60条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、特段の催告をすることなく、本契約の全部を解除することができる。

(1) 事業者が、本件工事に係る設計又は本件工事に着手すべき時期が経過したにもか

かわらず，それらに着手せず，かつ市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず，当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし，事業者の責めに帰すべからざる事由による場合には，この限りでない。

- (2) 供用開始予定日から 60 日が経過しても施設供用が開始されるべき本施設に係る施設供用の実施開始ができないとき又は供用開始予定日から 60 日以内に施設供用開始できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし，事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (3) 事業者が，破産，会社更生，民事再生又は特別清算の手續の開始その他これらに類似する倒産手續の開始の申立てを取締役会において決議したとき，又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって，かかる申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が，第 5 2 条の定めるところに従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (5) 事業者が本契約上の義務に違反し，かつ市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず，かかる相当期間内にその違反が改善されないとき。
- (6) 基本協定が解除された場合
- (7) 前各号に規定する場合のほか，事業者が本契約上の義務に違反し，その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 市は，前項各号のほか，第 5 3 条第 1 項の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果，事業者が実施する施設供用業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合は，同条第 2 項の定めるところに従って事業者に対してその是正を勧告するほか，別紙 12（サービス購入料の減額の基準と方法）第 5 項第 4 号の定めるところに従い本契約の全部を解除することができる。

（市の債務不履行による解除等）

第 6 1 条 事業者は，市が本契約上の義務に違反し，かつ事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を改善しないときは，本契約の全部を解除することができる。

2 市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合，当該支払うべき金額につき，遅延日数に応じ，年 3.4%の割合で計算した額（1 年を 365 日として日割計算とする。）を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

（法令の変更及び不可抗力）

第 6 2 条 市及び事業者は，法令の変更若しくは不可抗力により，本契約及び業務水準に従って，本施設の整備ができなくなったとき若しくは施設供用ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合又は本施設の整備若しくは本施設の施設供用を行なうために追加的な費用が必要な場合は，事業者は市に対して，速やかにその旨を通知するものとし，本契約及び要求水準書の変更並びに追加的な費用の負担その他必要となる事項について，協議するものとする。

2 市は，法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合，市は事業者に対して，当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指示することができる

ものとし、事業者は、当該指示に従い、本事業を継続するものとする。この場合において、損害又は追加的な費用の負担は、別紙 8（不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合）及び別紙 13（法令変更による追加的な費用の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が調わない場合は、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

4 市は、第 1 4 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 3 5 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 3 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、並びに第 3 9 条第 3 項の規定による市の増加又は追加的な費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（特別措置等によるサービス購入料の減額）

第 6 3 条 市及び事業者は、法令変更により、要求水準書又は事業者提案の変更が可能となり、かかる変更によってサービス購入料の減額が可能な場合は、協議により要求水準書又は事業者提案について必要な変更を行い、サービス購入料を減額するものとする。

2 市及び事業者は、本契約に規定されたもの以外で PFI 事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合は、サービス購入料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行なうものとし、協議が調ったときは、サービス購入料を減額するものとする。

（施設供用開始前の解除の効力）

第 6 4 条 全ての本施設の施設供用が開始される前に第 5 9 条乃至第 6 2 条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、次の各号に定めるところに従って、本施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

(1) 第 6 0 条第 1 項に定めるところにより本契約が解除され、市が当該解除後に本施設を利用する場合で、本施設の全部又は一部について第 3 1 条に規定する完了検査が未了であるときは、市は、事業者の費用負担において、本施設を検査したうえで、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者にも所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行なうことができるものとする。この場合において、市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをするときは、市は、その対価の支払債務と、第 6 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとし、当該相殺の結果支払うべき残額があるときは、支払時点までの利息（年 3.4%の割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえで、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。これにより市のその余の損害賠償請求は、妨げられないものとする。

(2) 第 5 9 条又は第 6 1 条の定めるところに従って本契約が解除された場合で、本施

設の全部又は一部について第31条に規定する完了検査が未了であるときは、市は、自己の費用負担において、本施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行なうものとする。この場合において、市は事業者に対して、その対価及び第66条第4項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息（年[3.4]%の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。

- (3) 第62条の定めるところに従って本契約が解除された場合で、本施設の全部又は一部について第31条に規定する完了検査が未了であるときは、市は、自己の費用負担において、市による完成検査が未了の本施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行なうものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価に支払時点までの利息（年[3.4]%の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。
- (4) 前3号に定めるところの検査に際して市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、本施設を最小限度破壊して検査することができる。
- (5) 第1号から第3号までの場合において、既に市による完成検査が完了しているときは、市は事業者に対して、サービス購入料のうち当該本施設の施設整備に係る対価に相当する額を、別紙11（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

2 前項にかかわらず、市は、全ての本施設の施設供用が開始される前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地を部分的に更地にし、若しくは原状回復し、又はその両方が社会通念上合理的であると判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合において、解除が第59条、第61条又は第62条に基づくときは、市がその費用を負担するものとし、第60条に基づくときは、事業者がその費用を負担するものとする。

3 前項本文の場合にあって、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第60条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合において、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。

4 本施設のうち施設供用業務が開始されている部分がある場合、当該施設供用業務の対象となっている本施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第3号を準用する。

（施設供用開始後の解除の効力）

第65条 全ての本施設の施設供用が開始された後に第59条から第62条までの規定に

より本契約が解除された場合は、本契約は、将来に向かって終了する。この場合において、市は、第40条に定めるところに従って引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有するものとする。

- 2 前項の場合において、市は、本契約が解除された日から10日以内に本施設の現況を検査したうえ、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。この場合において、事業者は、自らの費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとし、市は、当該通知の受領後10日以内に当該修補の完了検査を行うものとする。
- 3 事業者は、前項の手續終了後、速やかに施設供用業務を、市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は市の指定する者が施設供用業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。
- 4 市及び事業者は、前項の定めるところに従って、市の指定する者が施設供用業務を引き継いだ後、次の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。
 - (1) 本契約の解除が第60条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を、別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ市の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価に相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と市が被る損害額とを相殺することにより、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価の支払義務を免れることができるものとする。これにより市のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。
 - (2) 本契約の解除が第59条又は第61条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払うとともに、次条第4項に定めるところの損害賠償額の総額を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。
 - (3) 本契約の解除が第62条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を、別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払うとともに、事業者が施設供用業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。
 - (4) 事由の如何を問わず、本契約の解除日以降、市は、施設供用業務に係るサービス購入料のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する施設供用業務に係るサービス購入料に関しては、実働ベースで精算を行って支払いを行うものとする。

(損害賠償)

第66条 事業者は、第60条第1項各号の規定により本契約が解除された場合は、次の

各号に定めるところにより損害賠償の額を市の指定する期限までに支払うものとする。

(1) 引渡日前(同日を含まない。)に解除された場合

サービス購入料のうち施設整備費相当額の100分の10に相当する額

(2) 引渡日以降に解除された場合

解除日が属する事業年度において支払われるべき施設供用に係る対価総額の100分の10に相当する額

2 前項第1号の場合において、第24条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

3 事業者は、第60条第1項各号に基づく解除に起因して市が被った損害額が第1項の損害賠償の額を上回る場合は、その差額を市の請求するところから従って支払うものとする。

4 市は、第59条又は第61条の規定により本契約が解除された場合は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところから従って支払うものとする。

(保全義務)

第67条 事業者は、解除の通知がなされた日から第64条第1項第1号から第3号までによる引渡し又は第65条第3項による施設供用業務の引継ぎ完了までの間は、本施設(出来形部分を含む。)について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第68条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までに基づく引渡し又は第65条第3項に基づく施設供用業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書及びしゅん工図書(既に事業者が提出しているものを除くとともに、本契約が本施設に係る施設供用の実施開始前に解除された場合にあつては、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。)その他本施設の整備及び修補に係る書類並びに本施設の施設供用に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本施設の施設供用のために、無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。)することができるものとし、事業者は、市による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第69条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までに基づき本施設の全部又は一部の所有権を市に移転する場合は、担保権その他の制限による負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。

第8章 雑則

(公租公課の負担)

第70条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担するものとする。ただし、本契約締結時点において市及び事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合は、事業者は、その負担及び支払方法について、市と協議することができる。

(運営協議義務)

第71条 市及び事業者は、本契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発生した場合は、速やかに次項に定めるところの運営協議会の開催に応じるものとする。

2 市及び事業者は、別に定める運営協議会設置要綱に従って、運営協議会を運営するものとする。

(金融機関等との協議)

第72条 市は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対して資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

(財務書類の提出)

第73条 事業者は、本契約の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から3ヶ月以内に、当該会計年度に係る計算書類等に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、市に提出しなければならない。

(秘密保持)

第74条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を自己の役員及び従業員、自己の代理人並びに事業者に対して資金提供を行う金融機関及びコンサルタント以外の第三者に漏らし、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有し、又は公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となり、又は正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、除くものとする。

(著作権等)

第75条 事業者は、市に対し、市の裁量により、本事業期間中及び本事業期間終了後も、次に掲げる行為を行うことを無償で許諾する。

(1) 市が本施設の内容を公表すること。

(2) 設計図書を利用すること。

2 事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(1) 本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(著作権の侵害防止)

第76条 事業者は、本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合は、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じな

ればならない。

(産業財産権)

第77条 事業者は、本事業において特許権その他産業財産権の対象となっている技術等を使用する場合は、自己の責任及び費用負担においてそれを使用するものとする。ただし、市がその使用を指定した場合で、事業者が当該産業財産権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとし、その負担の方法は、市及び事業者の間の協議においてこれを定めるものとする。

(株式等の発行制限)

第78条 事業者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得た場合を除くほか、本契約成立日時点で事業者の株主である者以外の第三者に対して株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行してはならない。

(権利等の譲渡制限)

第79条 事業者は、本契約に基づき市に対して有する本事業に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 事業者は、本契約その他本事業に関して市との間で締結した契約に基づき事業者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業者の兼業禁止)

第80条 事業者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第81条 事業者が本契約に基づき行うべき市への支払を遅滞した場合は、事業者は、未払い額につき遅延日数に応じ年3.4%の割合(1年を365日とする日割計算とする。)で計算した額の遅延利息を付したうえで、市に対して支払うものとする。

(要求水準書の変更)

第82条 市は、設計変更及び第62条の場合を除き、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令変更により業務内容が著しく変更されるとき
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき
- (3) 市の事由により業務内容の変更が必要なとき
- (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

2 要求水準書の変更は、次各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、その旨及び要求水準書の変更内容を事業者に通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、前号の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、事業者が前号の意見書を期限内に提出しないときは、事業者の意見がない

ものとして取り扱うことができる。

(4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとするが、事業者の意見を聴取したときは、その結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容に修正を加えることができる。この場合において、市は修正後の変更内容を事業者に通知することにより、要求水準書の変更を確定する。

(5) 本契約に基づく事業者への支払金額を含め事業契約書の変更が必要となるとき、市は、必要な契約変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

(管轄裁判所)

第83条 本契約に関する紛争は、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(疑義に関する協議)

第84条 本契約に定めのない事項について新たに定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

(その他)

第85条 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、本契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告及び解除その他一切の意思表示又は事実の通知を、書面をもって行うものとする。この場合において、市及び事業者は、請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、本事業期間中に宛先が変更された場合は、直ちに相手方に通知するものとする。

2 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

5 本契約上の期間の定めは、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)が規定するところによるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

7 本契約の定めるところに従って事業者が市に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁(図面等のデータを記録した市の指定する記録媒体を添付することを含む。)並びに部数等については、本契約に別段の定めがない限り、市が別途指定するところに従うものとする。

8 本契約の定める指定日又は期限満了日が開庁日でない場合には、本契約に別段の定めがない限り、当該指定日又は期限満了日は翌開庁日となるものとする。

[以下余白]